

経営者のための やさしい企業年金教室

2024年5月15日

50時限目：2024年12月の確定拠出年金制度（DC）法改正について

日本の雇用環境は、高齢化社会の進行に伴い、中長期的には現役世代の人口が減少し、高齢者や女性の就業の増加が見込まれ、多くの人がかれまでと比べて長い期間、多様な形で働くことが展望されています。

このような多様な就労を含めた今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2020年（令和2年）6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が公布されました。この改正法の柱の一つが、公的年金制度を補完する機能を果たす確定拠出年金（DC）制度の利用促進に向けた取組です。改正法は、2022年（令和4年）4月1日から順次施行され、2024年（令和6年）12月1日施行で完結します。

今般の改正法施行は、複数の企業年金に加入する場合の「拠出額の合算管理」の考え方を整理するものです。具体的には、確定給付企業年金（以下、「DB」）を実施する企業は、「他制度掛金相当額」を算定する必要があり、それに伴い企業型確定拠出年金制度（以下、「企業型DC」）や個人型確定拠出年金制度（以下、「iDeCo」）の拠出額に影響がある従業員が出て

くることが予想されています。そこで、今回は、法改正の概要とその影響についてまとめてみます。

■2024年12月DC法改正の概要

1 DC法改正施行の歩み

2022年（令和4年）10月1日企業型DCとiDeCoの掛金合算管理に続き、2024年（令和6年）12月1日企業型DCとDBの掛金合算管理が施行されます。

2 拠出限度額の見直し

iDeCo加入対象者の範囲拡大に伴い、各企業年金加入者間の公平の観点から掛金拠出限度額のルールが整理されます（11月30日まで「現行」12月1日以降「改正後」と表記）。

企業型DCの拠出限度額

	現行	改正後
企業型DCのみに加入	月額5.5万円	月額5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額
企業型DCとDB等の他制度加入	月額2.75万円	

個人型DC（iDeCo）の拠出限度額

	現行	改正後
企業型DCのみ加入	月額5.5万円 - 各月企業型DC事業主掛金相当額※ iDeCo上限は2万円	月額5.5万円 - (各月企業型DC事業主掛金相当額 + 他制度掛金相当額) ※iDeCo上限は2万円
企業型DCとDB等の他制度に加入	月額5.5万円 - 各月企業型DC事業主掛金相当額※ iDeCo上限は1.2万円	

経営者のための やさしい企業年金教室

■法改正の影響

1 事業主の事務簡素化

企業年金連合会が整備する「企業年金プラットフォーム」を通じて、毎月 iDeCo 加入者の企業年金加入状況が確認可能となるので、現在、事業主が行っている「iDeCo 加入時等の事業主証明書の発行」と「年 1 回の現況確認」は廃止される予定です。

2 規約変更、経過措置について

新制度を適用する場合は、規約を変更し、厚生局へ事前申請が必要です。

他方、暫定的に現行制度適用の経過措置が企業型 DC の拠出限度額の見直し（増額・減額）について、用意され、施行日（2024 年 12 月 1 日）時点の規約で改正前の拠出が可能です。但し、規約を変更し経過措置適用について反映する必要があります（届出不要）。

3 従業員へ事前の周知

法改正の影響で拠出額を見直す必要がある従業員に以下のような周知が必要です。

(1) DB の給付水準が比較的低い企業の従業員に対し、企業型 DC や iDeCo の拠出枠を拡げることが可能となること

(2) DB の給付水準が高い企業の従業員に対し、DB 掛金相当額が 2.75 万円を上回る場合、企業型 DC や従業員自身が加入している iDeCo の掛金の見直し（拠出額の減額）が必要となる可能

性があること

(3) iDeCo は一律に新制度が適用され（経過措置なし）、iDeCo 拠出可能額が最低拠出額 5 千円に達しないため追加拠出ができなくなる場合もあること

その場合に採りうる手段（個人型管理資産を企業型 DC へ移換、運用指図者として iDeCo を継続する、新 NISA 制度の活用等）について投資教育等を活用し整理することも有用と思われます。

企業年金相談センター（NPO 法人企業・団体支援日本 FP 協議会） 臼木 万里子